

市川市

危険コンクリートブロック塀等
除却事業補助金
のご案内

平成30年9月



市川市

市川市**危険**コンクリートブロック塀等除却事業補助金

【制度の概要】

過去の大きな地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が多く出ています。また、道路に面したブロック塀等が倒壊すると、歩行者に危害が及ぶだけでなく、瓦礫が道路をふさぐなど避難や復旧活動にも支障となります。

市では、この危険ブロック塀等の除却を進めるために費用の一部を補助いたします。

【申請受付期間】

1月末まで

ただし、申請総額が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります。

【補助対象となる危険ブロック塀等】

倒壊の危険があるコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱等。**（建築基準法第42条に規定する道路、同法第43条第2項第1号・第2号の基準に適合する道または通学路に面した部分に限ります）**

【補助を受けられる方】

- (1) 職員が事前調査で危険と判定したブロック塀等の所有者または管理者。
- (2) 土地または建物の販売を目的として行うものでないこと。

【補助の内容】

補助金の額	備 考
危険ブロック塀等の除却に要する費用 (その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。) ただし、 1m当たり1万5千円を限度とする。	※除却後に生垣を設置する場合は『生垣助成制度（公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団）』の助成（1m当たり1万5千円上限）が併せて受けられます。

※ 上記の補助金の額については、平成30年度（平成30年8月1日以降）及び平成31年度に限ります。

※建築基準法第42条第2項道路とは？

建築物は4m以上の道路(建築基準法第42条)に接していなければ建築できませんが(法第43条)、法が施行された時点(昭和25年)以前から建築物が立ち並んでいる市が指定した幅員4m未満の道は道路とみなすことができます。ただし、道路の中心から2m(反対側が線路、川等の場合は反対側の境界から4m)の線を道路境界とみなし、そこから**建築物(門、塀を含む)やよう壁を突き出して建築し、または築造することはできません。**(法第44条)

★お問い合わせ先



○危険コンクリートブロック塀等除却事業補助金について

市川市 街づくり部 建築指導課

場所 市川南仮設庁舎

電話 047-712-6337

H P 市川市公式ホームページ>暮らしの情報>住宅>補助・助成
>市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業補助金

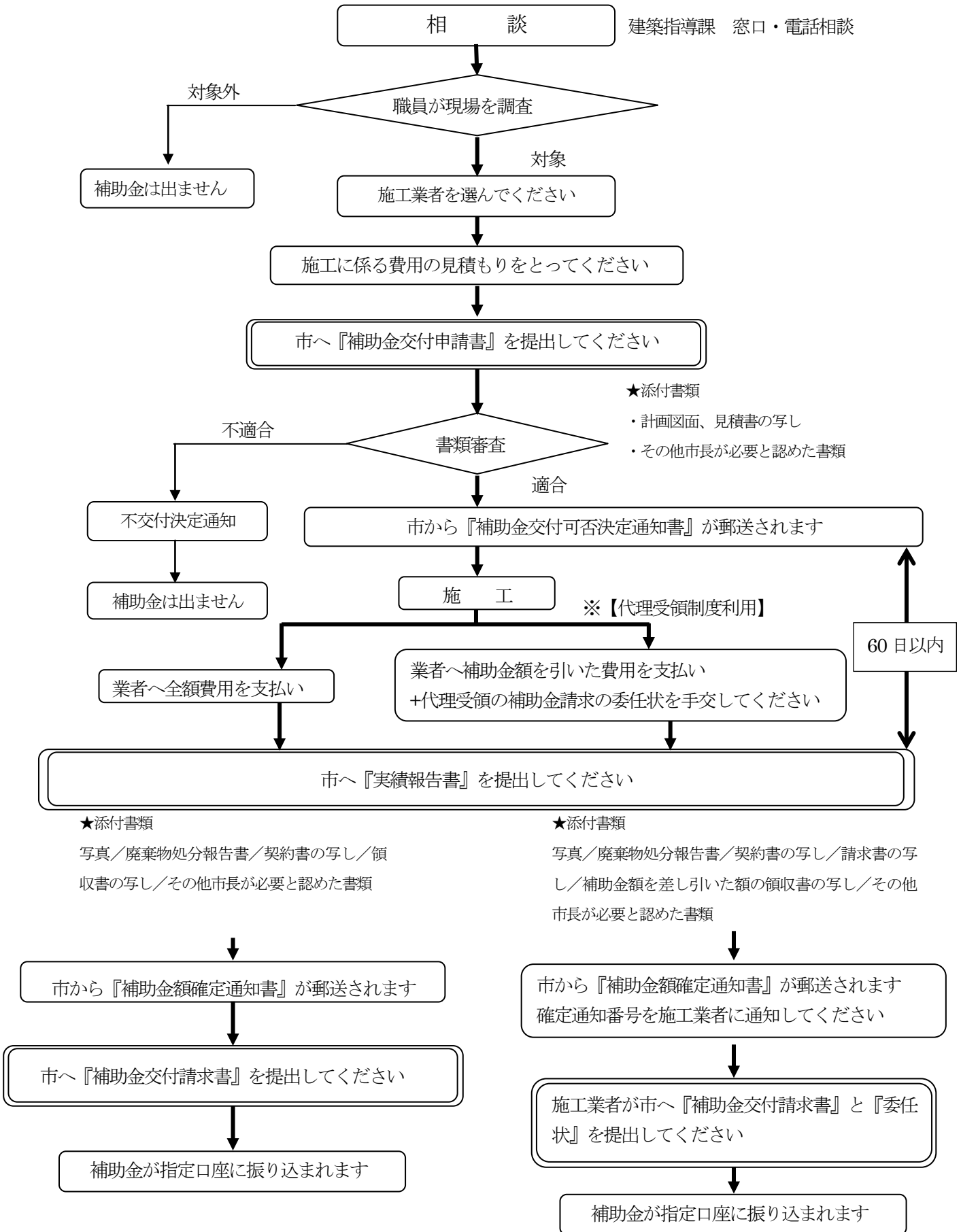
○生垣助成制度について

公益財団法人 市川市花と緑のまちづくり財団

場所 里見公園内

電話 047-318-5760

● 手 続 き の 流 れ ●



※代理受領制度とは、申請者の初期費用負担を軽減する制度です。